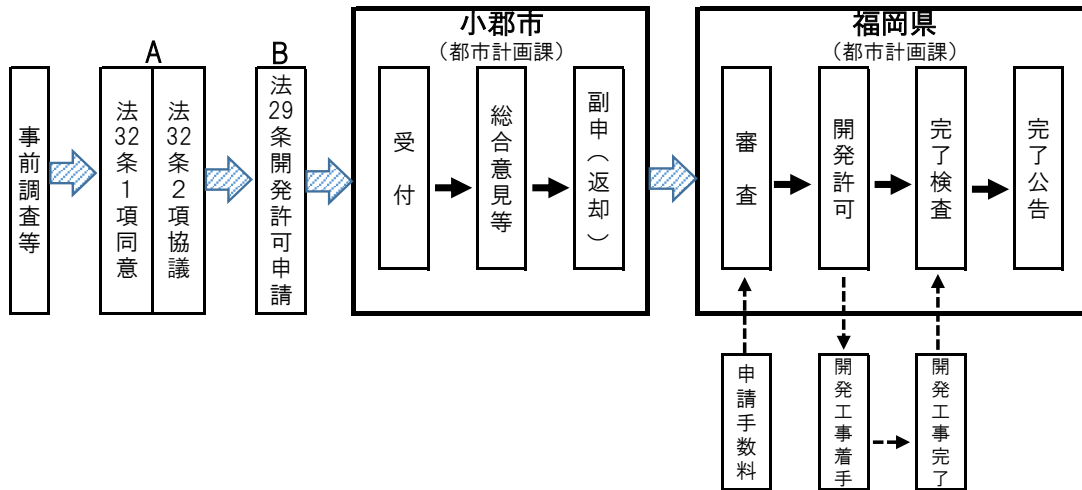


都市計画法による開発行為許可申請の流れ (R6.7改正)

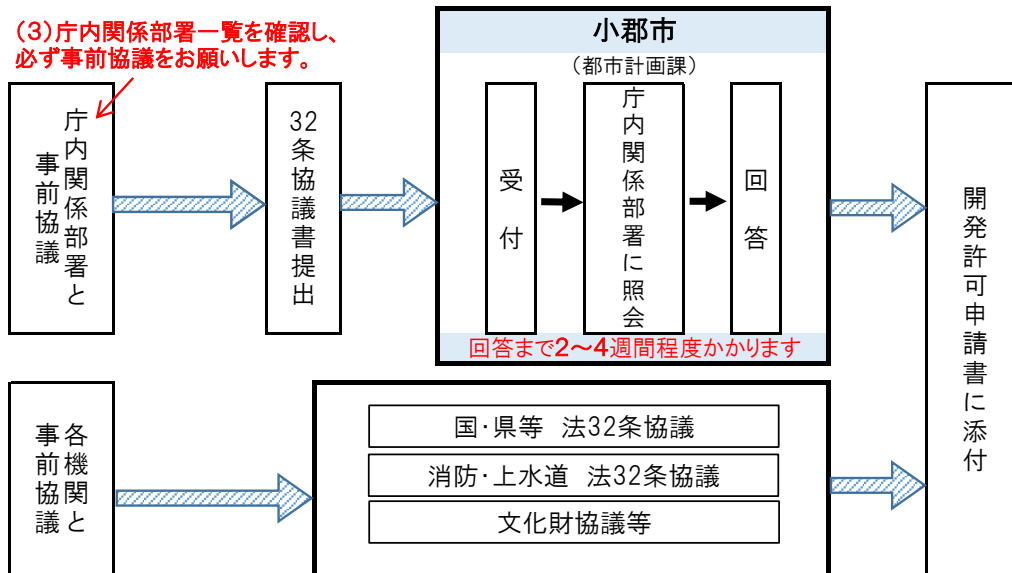
小郡市における開発行為については、福岡県知事の許可が必要です。
 開発許可の基準については、都市計画法第33条(技術基準)、34条(市街化調整区域の立地基準)、
 福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、都市計画法に基づく開発行為等の審査基
 準に適合しなければなりません。



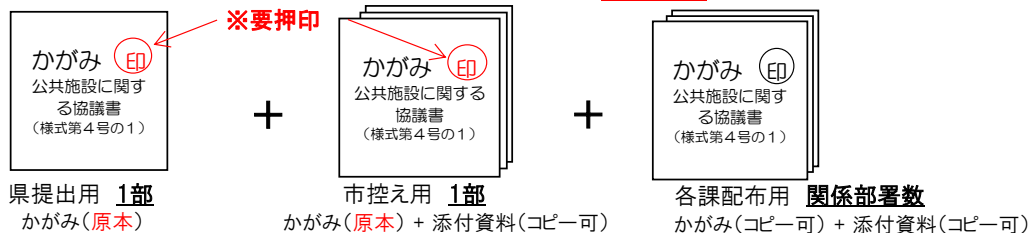
A 法32条協議

- (1) 法32条1項の同意→各公共施設管理者へ直接提出→同意書は申請書へ添付
- (2) 法32条2項の協議→各課協議完了後に都市計画課へ提出

(3) 庁内関係部署一覧を確認し、必ず事前協議をお願いします。



- ① 提出部数 ・県提出 1部、市提出 1部、各課配布用 関係部署数
 * 提出図面は、協議終了後の内容を反映した**最終図面**を添付してください。



- ② 様式 都市計画法第32条第2項による公共施設に関する協議書(県様式第4号の1)

(3) 庁内関係部署一覧

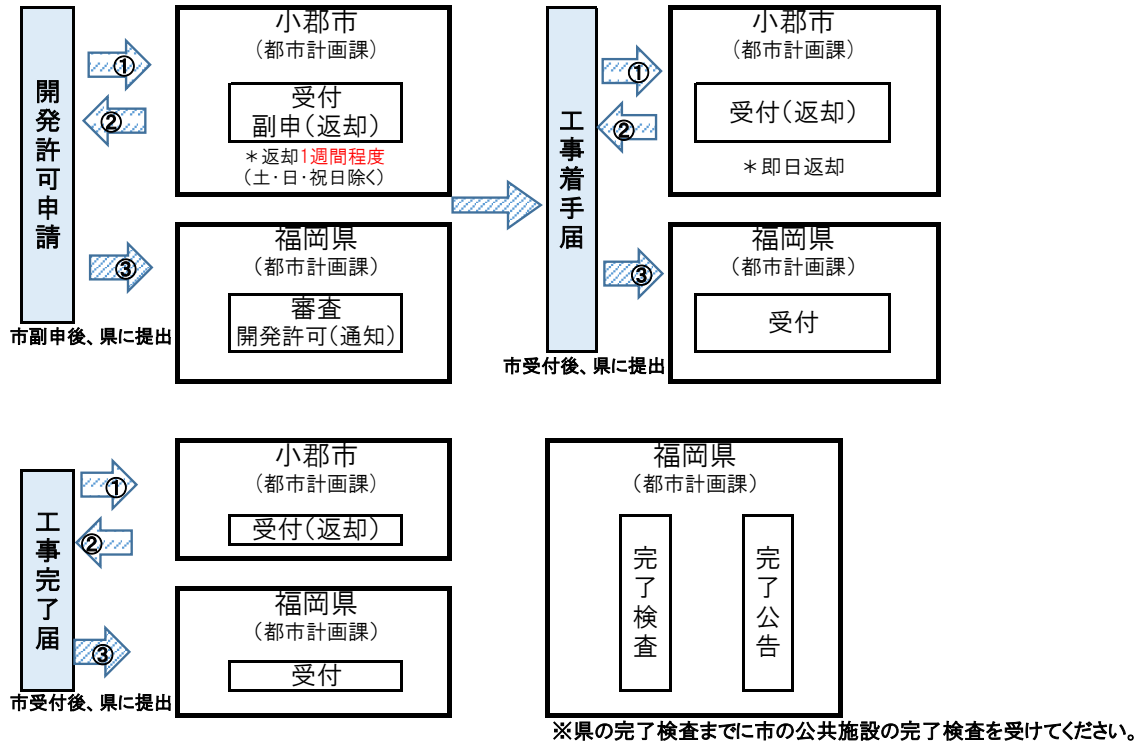
関係部署	内容
都市計画課	
□建築指導係	1. 総括的事項
□計画係	1. 地区計画に関すること 2. 都市計画道路に関すること 3. (屋外広告物、景観条例)
都市整備課	※場所や内容によって、両係に関係することもあります
□道路係	1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(県様式第5号) 2. 承認工事・道路占用物件等に関する道路管理者の同意(県様式第6号) 3. 市道・里道における用地帰属に関すること 4. 開発区域に道路を新設する際の、構造、用地帰属に関すること 5. 道路側溝等の構造に関すること 6. 市道・市管理水路等の付け替えに関すること 7. カーブミラー等の設置に関すること
□河川治水・管理係	1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(県様式第5号) 2. 道路境界に関すること 3. 水路占用に関すること 4. 河川・治水に関すること(放流先の確認、調整池の設置等) ※1ha以上の場合、市と協議した上で福岡県河川整備課と協議を行うこと。
下水道課	
□工務係	1. 下水道処理区域内における放流先水路管理者の同意(県様式第5号) 2. 下水道処理区域内における下水管渠の構造、帰属に関すること 3. 雨水幹線に関すること
□管理係	1. 下水道受益者負担金に関すること
生活環境課	
□リサイクル推進係	1. 可燃物・不燃物置場の設置及び排出に関すること
□環境係	1. 専用水道、簡易専用水道・小規模貯水槽に関すること。(中高層建築物、入居者が多い施設等) 2. 振動、騒音(振動規制法、騒音規制法、福岡県条例)に関すること
防災安全課	
□消防・安全係	1. 防犯灯の設置に関すること 2. 防火水槽の構造・検査及び帰属に関すること ※32条協議書提出までに、久留米広域消防本部(三井消防署)と協議を行い、消防水利の設置を要する場合は、防災安全課と協議すること。
まちづくり推進課	
□施設・公園係	1. 公園・緑地に関すること(開発区域面積3,000㎡以上) ※開発公園の計画については、小都市開発公園設計指針を参考とし計画すること。
その他必要な部署	農業振興課(農振除外等)、農業委員会(農地転用に関すること)

(4) 都市計画課を窓口としない機関

機関	内容
□埋蔵文化財調査センター (文化財課)	1. 埋蔵文化財調査に関すること
□三井水道企業団	1. 給水・引込管の構造等に関すること
□久留米広域消防本部 (三井消防署)	1. 防火水槽・消火栓の設置・構造等に関すること 消防水利(1,000㎡以上)、防火水槽(3,000㎡以上) 2. 消防活動空地に関すること(地上3階以上の建築物)
□久留米県土整備事務所 用地課管理係	1. 水路等に関する放流先水路管理者の同意(様式第5号) 2. 承認工事・道路占用物件等に関する道路管理者の同意(県様式第6号) 3. 国道・県道における用地帰属に関すること 4. 国道・県道管理水路等の付け替えに関すること 5. 里道・水路等の用途廃止・払い下げに関すること(市に一部委譲)

B 開発行為許可申請

(1)フローチャート



(2)開発許可申請書

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県申請分)
 - ・小郡市控 申請書(様式第1号-B)+添付書類(コピー可) 1部
 - ・県申請分 申請書(様式第1号-C)のみ 1部
 - ※申請書の返却は、1週間程度を要します。(土・日曜日、祝祭日を除く)
- ② 様式 開発行為許可申請書(県様式第1号)
 - ※許可申請書、開発登録簿は、厚紙、両面印刷で提出(県提出分)
 - 【参考:厚口135K(157g/m²)】
- ③ 添付書類 県別表第1に規定するもの
 - ※字図及び登記事項証明書は原本(3ヶ月以内)市控えはコピー可
 - ※委任状は申請者の押印が必要
 - ※小郡市開発行為等整備要綱に該当する場合は、小郡市控に次の原本を添付する

- i) ごみ集積施設に関する誓約書(市様式第10号)
- ii) 開発行為等の施行意見書(市様式第11号)
- iii) 事前説明報告書(市様式第12号)
- iv) 開発行為等に関する誓約書(市様式第13号)

(3)工事着手届 ※受付後すぐに返却できます。

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県提出分)
- ② 様式・添付書類 工事着手届(県様式第15号)
 - ・開発行為の許可標識の写真(遠景、近景写真の2枚)

(4)工事完了届 ※受付後すぐに返却できます。

- ① 提出部数 2部(小郡市控、県提出分)
- ② 様式・添付書類 工事完了届(県様式第16号)
 - ・抵当権がある場合は抹消が完了していること
 - ・分筆、地番確定、地目変更が完了していること